

臨時委員会に関する内規

制定 平成 25 年 6 月 14 日
改正 平成 26 年 2 月 14 日
改正 平成 26 年 3 月 10 日
改正 平成 26 年 6 月 27 日
改正 平成 26 年 12 月 19 日
改正 平成 27 年 5 月 22 日
改正 平成 27 年 7 月 31 日
改正 平成 27 年 9 月 25 日
改正 平成 29 年 3 月 10 日
改正 平成 30 年 4 月 27 日
改正 平成 30 年 6 月 22 日
改正 平成 30 年 9 月 21 日
改正 令和 2 年 8 月 21 日
改正 令和 3 年 1 月 22 日
改正 令和 4 年 5 月 20 日
改正 令和 6 年 4 月 24 日
改正 令和 6 年 7 月 24 日
改正 令和 6 年 8 月 28 日
改正 令和 7 年 3 月 26 日
改正 令和 8 年 1 月 21 日
改正 令和 8 年 2 月 18 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本内規は、一般社団法人日本航空宇宙学会定款（以下、定款という）第 4 条に定める事業を行うため、一般社団法人日本航空宇宙学会細則（以下、細則という）第 18 条による臨時委員会に関する規定である。

(臨時委員会の設置)

第 2 条 細則第 18 条により、本会に ISABE 連絡委員会、IAF 連絡委員会、ISTS 委員会、ICAS 連絡委員会、ICAF 連絡委員会、APISAT 連絡・実行委員会、スカイスポーツ委員会、飛行ロボットコンテスト委員会、航空宇宙ビジョン委員会、男女共同参画委員会、宇宙法政策委員会、宇宙ビジネス共創委員会、学会運営情報システム管理委員会、ジュニア会員制度推進委員会、航空宇宙技術遺産調査委員会および航空

宇宙技術遺産認定委員会をおく。

(委員長、委員、幹事)

第3条 細則第19条により、臨時委員会に委員長をおく。

第4条 細則第19条により、臨時委員会に幹事をおくことができる。

第5条 細則第20条により、委員長は正会員のうちから理事会の承認をへて会長が委嘱する。

2 委員は当該委員会の委員長の推薦により前項の手続きをへて会長が委嘱する。

3 幹事は当該委員会の委員のうち正会員であるものから前項の手続きをへて会長が委嘱する。

第6条 細則第21条により、委員長および委員の任期は原則として2年とする。

2 任期中に交代した委員長または委員の任期は前任者の残余期間とする。ただし、理事会の議決をへてその任期を別に定めることができる。

第7条 委員長、委員および幹事が当該委員会に出席するための出張旅費は支給しない。

第2章 受託委員会

受託委員会は廃止し、第8条から第21条は欠番とする。

第3章 海外協力委員会

海外協力委員会は廃止し、第22条から第24条は欠番とする。

第4章 国際自動制御連盟航空宇宙技術連絡委員会

国際自動制御連盟航空宇宙技術連絡委員会は廃止し、第25条から第33条は欠番とする。

第5章 I S A B E 連絡委員会

(目的)

第34条 第2条により、エアブリージングエンジン国際学会 (I S A B E) と連絡、協力を行うことを目的とし、 I S A B E 連絡委員会をおく。

(職務)

第35条 I S A B E 連絡委員会は I S A B E 連絡会を組織、運営する。

第36条 I S A B E 連絡委員会はエアブリージングエンジン国際学会との連絡、協力を行う。

(構成)

第37条 ISABE連絡委員会に委員長をおく。

2 委員長は理事会の承認をへて会長が委嘱する。

第38条 ISABE連絡委員会委員は、委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。

2 前項に定める委員数は5名とする。

3 委員は正会員とする。

第39条 委員長及び委員の任期は原則として2年とする。

第40条 ISABE連絡委員会にエアブリージングエンジン国際学会への代表者をおく。

2 エアブリージングエンジン国際学会への代表者は、委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。

(ISABE連絡会)

第41条 ISABE連絡会の業務はISABE連絡委員会が統括する。

2 ISABE連絡会の構成員は委員長の推薦により会長が委嘱する。

3 構成員は学会正会員であることが望ましい。

(予算)

第42条 ISABE連絡委員会の予算は理事会が定める。

第6章 IAF連絡委員会

(目的)

第43条 第2条により、国際宇宙航行連盟（IAF）およびこれに関する国内組織間の連絡、協力を行うことを目的として、IAF連絡委員会をおく。

(業務)

第44条 IAF連絡委員会はIAF国内委員会を組織、運営する。

第45条 IAF連絡委員会は国際宇宙航行連盟およびこれに係る国内組織間の連絡協力を行う。

(構成)

第46条 IAF連絡委員会に委員長をおく。

2 委員長は理事会の承認をへて会長が委嘱する。

第47条 IAF連絡委員会委員は、委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。

2 前項に定める委員数は約5名とする。

3 委員は正会員とする。

第48条 委員長および委員の任期は原則として2年とする。

(I A F 国内委員会)

第49条 I A F 国内委員会の業務は I A F 連絡委員会が統括する。

2 I A F 国内委員会の構成員は、 I A F 連絡委員会委員長の推薦により会長が委嘱する。

(予 算)

第50条 I A F 連絡委員会の予算は理事会が定める。

第7章 I S T S 委員会

(目 的)

第51条 第2条により、宇宙技術および科学の国際シンポジウム (I S T S) を開催することを目的として、 I S T S 委員会をおく。

(業 務)

第52条 I S T S 委員会は、 I S T S を主体的に運営する。

第53条 I S T S 委員会は、 I S T S を実行する組織として、シンポジウム開催ごとに I S T S 組織委員会を組織する。

(構 成)

第54条 I S T S 委員会に委員長をおく。

2 委員長は前期委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。

第55条 I S T S 委員会委員は、委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。

2 委員は原則として正会員とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、正会員以外の者を委員とすることができる。ただし、その場合は理事会に理由書を提出しなければならない。

3 前項に定める委員数は約10名とする。

4 前項に定める委員の中には、理事1名以上を含むものとする。

第56条 委員長および委員の任期は原則として2年とする。

(I S T S 組織委員会)

第57条 I S T S 組織委員会の業務は I S T S 委員会が統括する。

2 I S T S 組織委員会委員長は、 I S T S 委員会委員長が務める。

- 3 I S T S組織委員会の構成員は、I S T S組織委員会委員長が委嘱する。
- 4 構成員は学会正会員であることが望ましい。
- 5 I S T S組織委員会の運営は、定款・細則ならびに内規に従う。定款・細則ならびに内規に無い委細については、別途定めるI S T S運営要領に従う。

(予 算)

第58条 I S T S事業は、別途定めるI S T S事業の会計処理に関する内規に従い、学会の他の事業と区別して執行ならびに決算を行う。

第8章 I C A S連絡委員会

(目 的)

第59条 第2条により、国際航空科学委員会（I C A S）と連絡、協力を行うことを目的として、I C A S連絡委員会をおく。

(業 務)

第60条 I C A S連絡委員会はI C A S国内委員会を組織、運営する。

第61条 I C A S連絡委員会は国際航空科学委員会（I C A S）との連絡、協力を行う。

(構 成)

第62条 I C A S連絡委員会に委員長をおく。

2 委員長は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第63条 I C A S連絡委員会委員は、委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。

2 前項に定める委員数は約5名とする。

3 委員は正会員とする。

第64条 委員長および委員の任期は原則として2年とする。

(I C A S国内委員会)

第65条 I C A S国内委員会の業務はI C A S連絡委員会が統括する。

2 I C A S国内委員会の構成員は、I C A S連絡委員会委員長の推薦により会長が委嘱する。

3 構成員は学会正会員であることが望ましい。

(予 算)

第66条 I C A S連絡委員会の予算は理事会で定める。

第9章 ICAF連絡委員会

(目的)

第67条 第2条により、国際航空疲労委員会（ICAF）と連絡、協力を行うことを目的として、ICAF連絡委員会をおく。

(業務)

第68条 ICAF連絡委員会はICAF国内委員会を組織、運営する。

第69条 ICAF連絡委員会は国際航空疲労委員会（ICAF）との連絡、協力を行う。

(構成)

第70条 ICAF連絡委員会に委員長をおく。

2 委員長は理事会の承認をへて会長が委嘱する。

第71条 ICAF連絡委員会委員は、委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する

2 前項に定める委員数は約5名とする。

3 委員は正会員とする。

第72条 委員長および委員の任期は原則として2年とする。

(ICAF国内委員会)

第73条 ICAF国内委員会の業務はICAF連絡委員会が統括する。

2 ICAF国内委員会の構成員は、ICAF連絡委員会委員長の推薦により会長が委嘱する。

3 構成員は学会正会員であることが望ましい。

(予算)

第74条 ICAF連絡委員会の予算は理事会が定める。

第10章 APISAT連絡・実行委員会

(目的)

第75条 第2条により、航空宇宙工学に関するアジア太平洋国際シンポジウム（APISAT）を韓国、中国、豪州の航空宇宙学会と共同主催するにあたり、各国学会のもとに設けられた運営委員会と連絡、協力を行うとともに、日本国内開催時には主体的にAPISATを実行、運営することを目的として、APISAT連絡・実行委員会をおく。APISATは、日本国内において飛行機シンポジウム国際セッションとも称する。

(業務)

第76条 API SAT連絡・実行委員会は、API SAT共同主催各国学会のもとに設けられた運営委員会間との連絡協力を行う。

第77条 API SAT連絡・実行委員会は、日本国内開催時には主体的にAPI SATを実行、運営する。

第78条 API SAT連絡・実行委員会は、飛行機シンポジウム実行委員会との連絡協力を行う。

(構成)

第79条 API SAT連絡・実行委員会に委員長をおく。

2 委員長は理事会の承認をへて会長が委嘱する。

第80条 API SAT連絡・実行委員会委員は、委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。

2 前項に定める委員数は約8名とする。

3 委員は正会員とする。

第81条 委員長および委員の任期は原則として1年とする。

第82条 API SAT連絡・実行委員会の予算は理事会が定める。

第11章 大学教育検討委員会

大学教育検討委員会は休止し、第83条から第88条は欠番とする。

第12章 航空宇宙技術リエゾン委員会

航空宇宙技術リエゾン委員会は廃止し、第89条から第92条は欠番とする。

第13章 航空ビジョン委員会

航空ビジョン委員会は廃止し、第93条から第98条は欠番とする。

業務は、航空宇宙ビジョン委員会の航空ビジョン小委員会に引き継ぐ。

第14章 人材育成検討委員会

人材育成検討委員会は廃止し、第99条から第104条は欠番とする。

第15章 航空宇宙安全科学技術委員会

航空宇宙安全科学技術委員会は廃止し、第105条から第110条は欠番とする。

第16章 テキスト編集委員会

テキスト編集委員会は休止し、第111条から第115条は欠番とする。

第17章 宇宙科学技術連合講演会連絡委員会

宇宙科学技術連合講演会連絡委員会は休止し、第116条から第121条は欠番とする。

第18章 スカイスポーツ委員会

(目的)

第122条 第2条により、スカイスポーツの発展に寄与すること、ならびに、スカイスポーツシンポジウムを実行、運営することを目的として、スカイスポーツ委員会をおく。

(業務)

第123条 スカイスポーツ委員会はスカイスポーツの発展に寄与するための検討を行い、またスカイスポーツシンポジウムを実行、運営する。

(構成)

第124条 スカイスポーツ委員会に委員長をおく。

2 委員長は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 委員長は学会正会員であること。

第125条 スカイスポーツ委員会委員は、委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。

第126条 委員長および委員の任期は、原則として2年とする。

(予算)

第127条 スカイスポーツ委員会の予算は理事会が定める。

第19章 飛行ロボットコンテスト委員会

(目的)

第128条 第2条により、全日本学生室内飛行ロボットコンテストを実行、運営することを目的として、飛行ロボットコンテスト委員会をおく。

(業務)

第129条 飛行ロボットコンテスト委員会は全日本学生室内飛行ロボットコンテストを
実行、運営する。

(構成)

第130条 飛行ロボットコンテスト委員会に委員長をおく。

2 委員長は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 委員長は学会正会員であること。

第131条 飛行ロボットコンテスト委員会委員は、委員長の推薦により理事会の承認を
へて会長が委嘱する。

第132条 委員長および委員の任期は、原則として2年とする。

(予算)

第133条 飛行ロボットコンテスト委員会の予算は理事会が定める。

第20章 航空宇宙ビジョン委員会

(目的)

第134条 第2条により、我が国の航空宇宙に関する研究から政策に至る幅広い観点で
長期ビジョンを検討するために航空宇宙ビジョン委員会をおく。

(業務)

第135条 航空宇宙ビジョン委員会は、以下の検討と提言を行う。

(1) 航空宇宙の政策に関する長期的なビジョン

(2) 我が国における航空宇宙業界に関する長期的なビジョン

(3) 前2項を実現するための研究課題に関する時系列のロードマップ

第136条 航空宇宙ビジョン委員会は、以下の業務を行う。

(1) 策定した長期的なビジョン・ロードマップの外部への発信・広報

(2) 策定した長期的なビジョン・ロードマップの維持改定

(3) 長期的なビジョン・ロードマップを実現するための本会の活動方針の策定

(構成)

第137条 航空宇宙ビジョン委員会に委員長をおく。

2 委員長は正会員のうちから理事会の承認をへて会長が委嘱する。

第138条 航空宇宙ビジョン委員会委員は、委員長の推薦により理事会の承認をへて会
長が委嘱する。

2 委員は原則学会正会員であること。ただし、特定分野の有識者であれば、非会員に委
員委嘱することができる。

第139条 委員長および委員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

第140条 航空宇宙ビジョン委員会に、航空ビジョン小委員会および宇宙ビジョン小委員会を設置する。

2 小委員会は委員長、委員、構成員で構成される。

3 小委員会委員長、委員は、航空宇宙ビジョン委員会委員のうちから委員会委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。

4 構成員は、小委員会委員長の推薦により委員会委員長が承認する。非会員が構成員となることができる。

(予 算)

第141条 航空宇宙ビジョン委員会の予算は理事会が定める。

第21章 飛行機シンポジウム運営検討委員会

飛行機シンポジウム運営検討委員会は廃止し、第142条から第147条は欠番とする。

第22章 男女共同参画委員会

(目 的)

第148条 第2条により、女性と男性が共に個性と能力を発揮できる環境づくりとネットワークづくりを行い、もって、航空宇宙に関する学術の発展に資することを目的として、男女共同参画委員会をおく。

(業 務)

第149条 男女共同参画委員会委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 男女共同参画事業を企画・立案し、運営する。
- (2) 男女共同参画に関する広報、情報収集を行う。
- (3) 男女共同参画に関して、関連機関・学協会との連携協力を行う。
- (4) その他目的を達成するために必要な活動を行う。

(構 成)

第150条 男女共同参画委員会に委員長をおく。

2 委員長は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 委員長は学会正会員であること。

第151条 男女共同参画委員会委員は、委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。

第152条 委員長および委員の任期は、原則として2年とする。

第153条 男女共同参画委員会に幹事をおく。

2 幹事は委員のうち学会正会員であるものから理事会の承認をへて会長が委嘱する。

(予 算)

第154条 男女共同参画委員会の予算は理事会が定める。

第23章 マスタープラン対応戦略検討委員会

マスタープラン対応戦略検討委員会は廃止し、第155条から第161条は欠番とする。

第24章 宇宙法政策委員会

(目的)

第162条 第2条により、宇宙法政策に関する研究・教育の推進、研究交流の促進、普及啓発等を目的として、宇宙法政策委員会をおく。

(業務)

第163条 宇宙法政策委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 宇宙法政策の研究・教育等に関する国内外の情報収集
- (2) 宇宙法政策分野の課題に係る研究の推進及び提言
- (3) 宇宙法政策の研究・教育の促進や普及啓発に資する事業の企画・実施

(構成)

第164条 宇宙法政策委員会の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 宇宙法政策委員会に委員長、副委員長、幹事及び委員をおく。
- (2) 委員長、副委員長、幹事は、理事会の承認を経た上で、会長が委嘱する。
- (3) 委員は、委員長の推薦により、理事会の承認を経た上で、会長が委嘱する。
- (4) 委員長、副委員長、幹事、委員は学会正会員とする。
- (5) 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は原則として2年とする。

(小委員会)

第165条 宇宙法政策委員会は、以下により小委員会を設置することができる。

- (1) 委員長は、特定の課題への対応のために必要と認める場合、理事会の承認を経て、小委員会を設置する。
- (2) 小委員会は主査、副主査、小委員会委員で構成され、設置期限は、設立目的を達成するまでとする。
- (3) 主査及び副主査は、学会正会員である宇宙法政策委員会の構成員のうちから委員長

が推薦し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

- (4) 小委員会委員は、主査の意見をもとに宇宙法政策委員長が推薦し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。小委員会委員も原則として学会正会員とするが、小委員会の活動のために必要と認められる場合は、非会員も小委員会委員となることができる。

(予算)

第166条 宇宙法政策委員会の予算は、理事会が定める。

第25章 宇宙ビジネス共創委員会

(目的)

第167条 第2条により、ベンチャー企業や民間宇宙団体等の新たな宇宙活動に取り組む宇宙新興企業・団体との価値のある連携・協力や学会参加への支援等を行い、宇宙分野の活性化に寄与することを目的とし、宇宙ビジネス共創委員会をおく。

(業務)

第168条 宇宙ビジネス共創委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 宇宙ビジネス共創委員会主催によるセミナー等を企画立案し、実施する。
- (2) 学会主催の講演会あるいは他団体との共催においてセミナー等を企画立案し、実施する。
- (3) 宇宙新興企業・団体との協力の依頼に応じて、連携・協力を行う。

(構成)

第169条 宇宙ビジネス共創委員会の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 宇宙ビジネス共創委員会に委員長および委員若干名をおく。
- (2) 委員長は、理事会の承認を経た上で、会長が委嘱する。
- (3) 委員は、委員長の推薦により、理事会の承認を経た上で、会長が委嘱する。
- (4) 委員は原則として正会員とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、正会員以外の者を委員とすることができる。
- (5) 宇宙ビジネス共創委員会には、必要に応じて理事を陪席者として出席させることができる。
- (6) 委員長および委員の任期は原則として2年とする。

(予算)

第170条 宇宙ビジネス共創委員会の予算は、理事会が定める。

第26章 学会運営情報システム管理委員会

(目的)

第171条 第2条により、本会における電子的な記録や広報を主とする情報のシステム管理に必要となる事項の協議及び調整を行うことを目的とし、学会運営情報システム管理委員会をおく。

(業務)

第172条 学会運営情報システム管理委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 学会・講演会の運営に用いる情報システム管理に係る課題を抽出する。
- (2) 学会・講演会の運営に用いる情報システム管理に係る計画を立案し、理事会に提案する。
- (3) 学会・講演会の運営に用いる情報システム管理に必要な、委託業者との調整を行う。
- (4) 各講演会の論文集の取り扱いについて、所管する。
- (5) その他目的を達成するために必要な活動を行う。

(構成)

第173条 学会運営情報システム管理委員会の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 学会運営情報システム管理委員会に委員長および委員若干名をおく。
- (2) 委員長は、理事会の承認を経た上で、会長が委嘱する。
- (3) 委員は、委員長の推薦により、理事会の承認を経た上で、会長が委嘱する。
- (4) 委員は原則として正会員とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、正会員以外の者を委員とすることができる。
- (5) 委員長および委員の任期は原則として2年とする。

(予算)

第174条 学会運営情報システム管理委員会の予算は、理事会が定める。

第27章 ジュニア会員制度推進委員会

(目的)

第175条 第2条により、ジュニア会員募集およびジュニア会員に向けての航空宇宙の啓発を推進する方策を具体的に検討し、実施することを目的として、ジュニア会員制度推進委員会をおく。

(業務)

第176条 ジュニア会員制度推進委員会は、以下の業務を行う。

- (1) ジュニア会員制度の制度設計を行う。
- (2) ジュニア会員制度推進に係る計画を立案し、理事会に提案する。

(3) その他目的を達成するために必要な活動を行う。

(構成)

第177条 ジュニア会員制度推進委員会の構成は、以下のとおりとする。

- (1) ジュニア会員制度推進委員会に委員長、幹事、委員をおく。
- (2) 委員長は、理事会の承認を経た上で、会長が委嘱する。
- (3) 幹事および委員は、委員長の推薦により、理事会の承認を経た上で、会長が委嘱する。
- (4) 委員長、幹事、委員は原則として正会員とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、正会員以外の者を委員とすることができる。
- (5) 委員長、幹事、委員の任期は原則として2年とする。

(予算)

第178条 ジュニア会員制度推進委員会の予算は、理事会が定める。

第28章 航空宇宙技術遺産調査委員会および航空宇宙技術遺産認定委員会

(目的)

第179条 第2条により、航空宇宙技術遺産認定制度に関する内規第6条に定める発議を行うために、航空宇宙技術遺産調査委員会および航空宇宙技術遺産認定委員会をおく。

(業務)

第180条 航空宇宙技術遺産調査委員会は、航空宇宙技術遺産認定委員会と連携して以下の業務を行う。

- (1) 航空宇宙技術遺産の選定方針の議論
- (2) 航空宇宙技術遺産の候補となりえる製品および技術の募集
- (3) 航空宇宙技術遺産の候補となりえる製品および技術の調査
- (4) 航空宇宙技術遺産の候補を選定し、航空宇宙技術遺産認定委員会へ推薦する。
- (5) 航空宇宙技術遺産に関わる広報活動

第181条 航空宇宙技術遺産認定委員会は、航空宇宙技術遺産調査委員会と連携して以下の業務を行う。

- (1) 航空宇宙技術遺産調査委員会より推薦された候補について審議し、航空宇宙技術遺産にふさわしい製品および技術について、理事会へ航空宇宙技術遺産の認定を発議する。
- (2) 航空宇宙技術遺産調査委員会に対し、航空宇宙技術遺産制度について、長期的な視

点で意見を述べる。

(構成)

第182条 航空宇宙技術遺産調査委員会の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 航空宇宙技術遺産調査委員会に委員長、幹事、委員をおく。
- (2) 委員長は、理事会の承認を経た上で、会長が委嘱する。
- (3) 幹事および委員は、委員長の推薦により、理事会の承認を経た上で、会長が委嘱する。
- (4) 委員長、幹事、委員は原則として正会員とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、正会員以外の者を委員とすることができる。
- (5) 委員長、幹事、委員の任期は原則として2年とする。

第183条 航空宇宙技術遺産認定委員会の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 航空宇宙技術遺産認定委員会に委員長、委員をおく。
- (2) 委員は、理事会の承認を経た上で会長が委嘱する。
- (3) (2) 項の委員の他、航空宇宙技術遺産調査委員会の委員長は議決権を持たない委員として航空宇宙技術遺産認定委員会の委員を兼任する。
- (4) 航空宇宙技術遺産認定委員会の委員長は、(2) 項の委員の中から委員の互選により選出する。
- (5) 委員は原則として正会員とする。ただし、理事会が必要と認めた場合は、正会員以外の者を委員とすることができる。
- (6) (2) 項の委員の任期は原則として4年とする。

(予算)

第184条 航空宇宙技術遺産調査委員会および航空宇宙技術遺産認定委員会の予算は、理事会が定める。

付 則

1. 内規の改正は理事会で行う。
2. 本内規の制定により従来の各種委員会に関する内規（昭和48年3月12日制定）は廃止する。
3. 本内規は、平成25年6月14日から施行する。
4. この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成26年2月14日）から施

- 行する。
5. この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成26年3月10日）から施行する。
 6. この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成26年6月27日）から施行する。
 7. この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成26年12月19日）から施行する。
 8. 航空ビジョン委員会および宇宙ビジョン委員会は、航空宇宙ビジョン委員会において、それぞれの委員会の業務を引き継ぐ小委員会が発足した時点で廃止する。
 9. この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成27年5月22日）から施行する。
 10. この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成27年7月31日）から施行する。
 11. この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成27年9月25日）から施行する。
 12. この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成29年3月10日）から施行する。
 13. この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成30年4月27日）から施行する。
 14. この内規の変更は、理事会の承認のあった日（平成30年6月22日）から施行する。
 15. この内規の変更は、理事会の承認のあった日（平成30年9月21日）から施行する。
 16. この内規の変更は、理事会の承認のあった日（令和2年8月21日）から施行する。
 17. この内規の変更は、理事会の承認のあった日（令和3年1月22日）から施行する。
 18. この内規の変更は、理事会の承認のあった日（令和4年5月20日）から施行する。
 19. この内規の変更は、理事会の承認のあった日（令和6年4月24日）から施行する。
 20. この内規の変更は、理事会の承認のあった日（令和6年7月24日）から施行する。
 21. この内規の変更は、理事会の承認のあった日（令和6年8月28日）から施行する。
 22. この内規の変更は、理事会の承認のあった日（令和7年3月26日）から施行する。

する。

23. この内規の変更（令和8年1月21日改正）は、令和8年3月11日から施行する。航空宇宙技術遺産制度委員会は、航空宇宙技術遺産調査委員会が発足した時点で廃止する。

24. この内規の変更は、理事会の承認のあった日（令和8年2月18日）から施行する。